

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 4 号

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年四日市市
条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議員報酬） 第 2 条 議会の議長、副議長及び議員の 議員報酬は、次のとおりとする。 （1）議長 月額金 <u>7 1 2 , 0 0 0 円</u> （2）副議長 月額金 <u>6 4 8 , 0 0 0 円</u> （3）議員 月額金 <u>6 0 7 , 0 0 0 円</u> 2 （略） （費用弁償） 第 5 条 議長、副議長及び議員が公務の ため旅行した時は、その旅行について費 用弁償として、<u>市長の旅費の例により支</u> <u>給する。</u> 2 議長、副議長及び議員が招集に応じ、 本会議、常任委員会、議会運営委員会、 特別委員会及び四日市市議会会議規則 （昭和 4 2 年四日市市議会規則第 1 号。	（議員報酬） 第 2 条 議会の議長、副議長及び議員の 議員報酬は、次のとおりとする。 （1）議長 月額金 <u>7 0 4 , 0 0 0 円</u> （2）副議長 月額金 <u>6 4 1 , 0 0 0 円</u> （3）議員 月額金 <u>6 0 0 , 0 0 0 円</u> 2 （略） （費用弁償） 第 5 条 議長、副議長及び議員が公務の ため旅行した時は、その旅行について費 用弁償として、<u>四日市市長及び副市長の</u> <u>給与及び旅費に関する条例（昭和 5 9 年</u> <u>四日市市条例第 7 号）に定める市長相当</u> <u>額の旅費を支給する。</u> 2 議長、副議長及び議員が招集に応じ、 本会議、常任委員会、議会運営委員会、 特別委員会及び四日市市議会会議規則 （昭和 4 2 年四日市市議会規則第 1 号。

以下「会議規則」という。)第159条第1項の規定により設けられた協議又は調整を行うための場(以下「本会議等」という。ただし、会議規則別表に規定する議会報告会を除く。)に出席したときは、1日当たり当該議長、副議長及び議員の住居と参集場所との間を合理的経路により往復した場合の距離に<u>規則で定める1キロメートル当たりの単価</u>を乗じて得た額を限度として、費用弁償を支給する。ただし、往復距離が1キロメートル未満である場合は支給しない。 3及び4まで (略)	以下「会議規則」という。)第159条第1項の規定により設けられた協議又は調整を行うための場(以下「本会議等」という。ただし、会議規則別表に規定する議会報告会を除く。)に出席したときは、1日当たり当該議長、副議長及び議員の住居と参集場所との間を合理的経路により往復した場合の距離に<u>1キロメートル当たり37円</u>を乗じて得た額を限度として、費用弁償を支給する。ただし、往復距離が1キロメートル未満である場合は支給しない。 3及び4まで (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

(総務部人事課)